

宇部市健康経営支援補助金 実施要領

<募集受付期間>

令和4年8月22日（月）～ 令和4年12月28日（水）
※予算額に達した場合は早期に締め切ることがあります。

<受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 商工振興課
〒755-8601
宇部市常盤町一丁目7番1号
TEL 0836-34-8355

令和4年8月
宇部市

1 趣旨

本市では、市内中小企業の従業員満足度向上、人材確保につなげるために行う健康経営の取り組みを支援します。

2 補助対象事業者

補助金の交付の対象となる事業者は、次の(1)～(6)の要件をすべて満たす中小企業者及び小規模企業者とします。

※中小企業者…中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する事業者

※小規模企業者…中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者

※健康経営優良法人…従業員や求職者、関係企業や金融機関などから「従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に取り組んでいる法人」として社会的に評価を受けている法人のことをいい、日本健康会議が認定するものをいう。

- (1) 市内に活動拠点を有していること。
- (2) 1年以上事業を営んでおり、今後継続して事業を営む意思があること。
- (3) 宇部市税の滞納がないこと。
- (4) 補助金申請日の属する年度において健康経営優良法人に認定されること。
- (5) 補助金申請日の属する年度の末日において、宇部市健康づくりパートナー(事業所部門)に認定されていること。
- (6) 過去に本補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象外事業者)

以下のいずれか1つでも該当する場合は、補助金の交付の対象となりません。

- (ア) 公序良俗に反する事業を行う者
- (イ) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者
- (ウ) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
- (エ) 地方自治法施行令第167条の4(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)第1項に該当する者
- (オ) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (カ) 暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律に規定する暴力団及び、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する法人又は個人並びにそれらの利益となる活動を行う法人又は個人

3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、健康経営優良法人の認定基準を満たすためのもので、補助金申請日の属する年度の4月1日から当該年度の健康経営優良法人の認定申請日までに実施する事業とします。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は対象外とします。

4 補助率及び補助額

補助率	補助上限額 (補助下限額)
補助対象経費の2/3以内	300,000円 (30,000円)

※1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

5 補助対象経費

補助対象経費は次のとおりとし、当該年度の4月1日以降に発注し、購入し、若しくは契約したもの、支払った手数料で、かつ、健康経営優良法人認定申請日までに要する経費を対象とします。

対象事業例

区分	内容
定期健診受診勧奨の取り組みに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・がん検診の受診勧奨の取組 ・再検査受診勧奨等の取組
ストレスチェックの実施に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレスチェックを実施した上で、医師から面接指導等を受ける取組
食生活の改善に向けた取り組みに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・社員食堂におけるヘルシーメニューの提供等の食生活の改善に向けた取組
運動機会の増進に向けた取り組みに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・運動会、ウォーキング大会のイベント開催等の運動機会の増進に向けた取組 ・フィットネスクラブの法人契約
受動喫煙対策に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での受動禁煙防止対策のための取組
健康経営優良法人認定申請に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・健康経営優良法人認定申請費用
その他の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・市長が必要と認める健康経営優良法人認定に要する経費

ただし、下記の経費については対象外とします。

- (1) 汎用性があり、目的外使用となり得るもの（事務処理用のPC関連、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、デジタル複合機等）
- (2) 申請年度の4月1日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は健康経営優良法人認定申請の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
- (3) 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- (4) 国、県等の他の補助金、助成金が充当される費用
- (5) 国、県等の事業により、費用が負担軽減されるなど実質的に支援の対象となる経費
- (6) 本補助金に係る事業計画書類の作成及び送付に係る費用
- (7) 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用
- (8) 事務用品等の消耗品費、雑誌購読料、新聞代

(9) 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用

(10) 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

6 申請書の提出

(1) 提出書類 原則A 4版

名称	備考
宇部市健康経営支援補助金交付申請書 【様式第1号】	
事業計画書【様式第1号の2】	
積算金額の根拠書類（領収書、振込明細書等）	領収書等の金額、発行日が記載されたもの
申請者の業種及び主たる事業がわかる資料	会社概要等
登記簿謄本又は登記事項全部証明書 個人の場合は住民票	発行後3か月以内のもの：写し可
市税の滞納がないことを証明する納税証明書	発行後1か月以内のもの：写し可
健康経営優良法人認定申請の写し	

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法 持参又は郵送

(3) 提出先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市商工振興課

※持参の場合は、土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00の間に受け付けます。

※提出のあった申請書等は返却いたしません。

※申請に係る費用は申請者が負担するものとします。

7 実績報告書の提出

(1) 提出書類 原則A 4版

名称	備考
宇部市健康経営支援補助金実績報告書 【様式第7号】	
事業報告書【様式第7号の2】	
健康経営優良法人に認定されたことが分かる書類の写し	認定日が記載されたもの（認定日が補助申請年度内にあること）
宇部市健康づくりパートナー認定証の写し	認定日が記載されたもの

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法 持参又は郵送

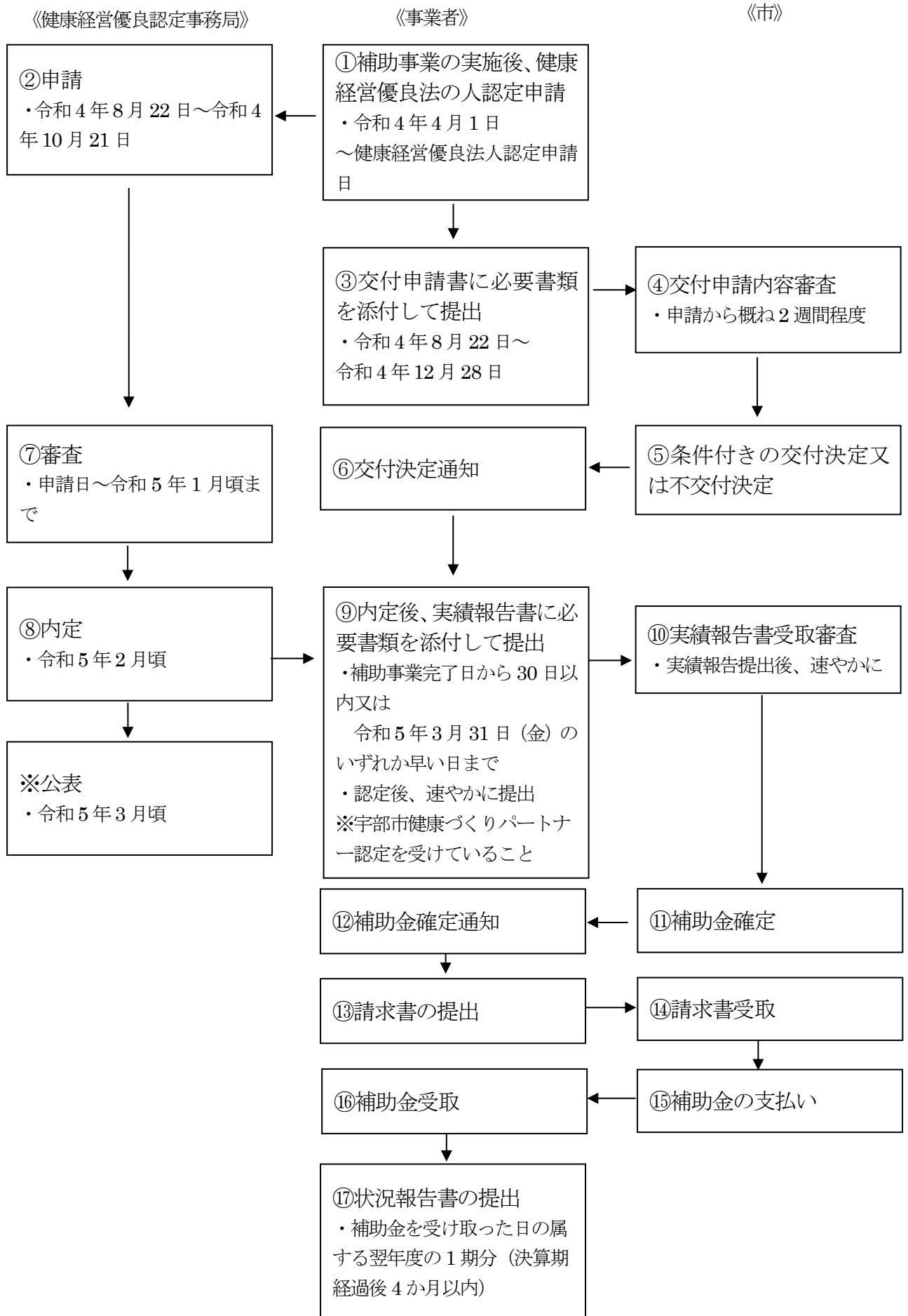
(3) 提出先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市商工振興課

※持参の場合は、土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～17:00の間に受け付けます。

※提出のあった申請書等は返却いたしません。

※申請に係る費用は申請者が負担するものとします。

8 スケジュール



9 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 補助金は、実績報告書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。実績報告書は、健康経営優良法人認定後速やかに提出してください。
- (2) 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に市の承認を得てください。
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- (4) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (5) 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合がありますのでご了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- (6) 補助金交付決定を受けた後に、健康経営優良法人に認定されなかった場合、交付決定は取消します。
- (7) 補助金交付に関して次に掲げるものが公表されます。
 - ・補助事業者の名称及び所在地
 - ・補助事業の名称及び事業概要
 - ・補助事業に係る補助金額
- (8) 補助対象事業者は、補助金を交付した日の属する翌年度の決算期経過後4か月以内に、補助金状況報告書を提出しなければなりません。

10 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号
宇部市 産業経済部 商工振興課
TEL 0836-34-8355 FAX 0836-22-6013
メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp